

第66回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年3月29日(火) 16:29~17:03

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第66回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。本日の本部会議の開催趣旨ですが、この後、健康福祉部から説明する内容に伴って、県の対処方針の変更等を行うためとなります。

発生状況等については、この後、健康福祉部から説明がございます。次のページの対策本部各部の対応変更点はアンダーラインで示しておりますが、これはいずれも県独自の感染防止対策を4月10日まで継続することに伴い、実施している内容を4月10日までに行っているというような変更が主体となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。個別の説明については、省略させていただきます。以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況、抗原検査キットを活用した積極的検査及び本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査等につきまして、健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは初めに資料2、資料3に基づきまして、本県における感染の状況について御説明いたします。

まず資料2ですが、昨日3月28日16時30分現在の状況となります。これまでに判明した感染者34,411名、入院者128名、宿泊療養者132名、自宅療養者2,877名となっております。

次のページを御覧ください。3月28日16時30分現在の療養状況についてです。入院者数のうち重症者4名、中等症者24名となっております。先ほども申し上げましたが、宿泊療養者132名、自宅療養者2,877名で、入院等調整中は564名となっております。

次に、資料3に基づきまして、感染の状況について御説明いたします。まず、人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数になります。県全体で前週比0.854、やや減少しております。左下の折れ線グラフになりますが、青森圏域、八戸圏域、上十三圏域が高い状況になっております。

次のページをお開きください。新規陽性者数の推移になります。御覧のように、現在のオミクロン株の流行による感染拡大については、まだ新規陽性者数の減少傾向は見られない状況、高止まりの状況にあります。

それから、その下のスライド4になりますが、市町村別の1週間当たりの新規陽性者数につきまして、青森市・八戸市が501人以上ということで多い状況になっています。

次のページを御覧ください。スライド5のグラフですが、1週間当たりの新規陽性者のうち65歳以上の数と割合のグラフになります。一時期より高齢者の陽性者数と割合は落ちてきております。

その下のスライド6が、10歳未満と10代の新規陽性者数と割合になります。この10歳未満と10代を合計したものが、大体40パーセント前後で推移しております。依然として高

い状況にあります。

次のページを御覧ください。新規陽性者数の年齢階級別割合の日別の推移になります。10代・10歳未満の割合が高い状況が継続しております。一方、ハイリスクの高齢者の割合は、急速に増えている状況ではない、落ち着いた状況にあると見ております。

その下、スライド8の病床使用率の推移になります。病床使用率はここのところは20パーセント台で推移しております。また、重症病床使用率も10パーセント台ということで、医療がひっ迫している状況にはなく、入院が必要な方は入院できる状況にあると見ております。

次のページをお開きください。スライド9のグラフになります。自宅療養者数と療養等調整者数の合計についてですが、新規陽性者が高止まりで推移している状況にありますので、この自宅療養者数と療養等調整者数の合計も横ばい、高止まりの状況にあります。

それから、療養状況につきましては先ほど御説明いたしました、重症者あるいは中等症者が増えている状況にはありません。必要な医療が提供できているという状況になります。

次のページをお開きください。クラスターの発生状況についてです。前週と比較いたしますと、高齢者・障害者等の施設が増加している状況にあります。

感染状況については、以上です。

次に、資料4で抗原検査キットを活用した積極的検査の実施について御説明いたします。

まん延防止等重点措置の終了後も、本県におきましては、感染状況が高止まりしております。現在、年度末・年度始めの人流の増加が見込まれるこのタイミングで、更なる感染防止対策が必要と考えられます。また、学校は既に春休みに入っておりますが、保育施設や高齢者施設等は運営を続ける必要があります。この年度末・年度始めのタイミングで、県外からの転入者の増加に伴う感染者数の増加を抑制する必要があります。

こういった現状を踏まえまして、まず一つとして、県内全ての保育施設や高齢者施設等の職員及び利用者を対象として、抗原検査キットを活用した積極的な検査を実施いたします。これにより、症状のない陽性者の積極的な把握による感染拡大抑制、また、濃厚接触者等による自宅待機職員の早期職場復帰につなげることができると考えております。

対象者としては、県内全ての保育施設や高齢者施設等の職員及び利用者17万5,000人分を見込んでおります。実施時期としては、人の移動の時期に当たる3月下旬から4月中旬にかけて集中して実施することとしております。3月下旬から順次、施設等に検査キットを送付いたします。中核市である青森市、八戸市の施設については、市を通じて配布することで、現在調整中でありまして、

まず、抗原検査キットの送付を受けた施設については、受領後、概ね1週間以内に対象者に対して抗原検査キットを活用して検査を実施していただき、その状況を県に御報告いただくこととしております。

それから、二つ目といたしましては、現在が年度末・年度始めの人の移動の時期であるということを踏まえまして、県外からのウイルスの持ち込みやそれに伴う感染拡大の抑制を図るために、新たに県外から転入される方を対象に検査を実施するものです。実施時期といたしましては、この年度末・年度始めの3月下旬から4月上旬にかけてとなります。実施方法といたしましては、希望する市町村に県から検査キットを送付して、市町村の住民窓口等で対象者に検査キットを配布していただくという方法で実施していきたいと考えております。次のページに、この社会福祉施設等への職員及び利用者に対する検査のイメージを図で表したものがありますので、参考にいただければと思います。

次に、資料5につきましては、令和4年3月16日付けの厚生労働省事務連絡を踏まえまして濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に関する新たな方針です。潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえまして、国では、去る3月16日付け事務連絡により、感染状況など地域の実情に応じて、濃厚接触者の特定や積極的疫学調査については、

感染するリスクの高い同一世帯内や、医療機関、介護施設などの重症化リスクの高い施設を対象に集中的に実施する方針を示しました。この国の事務連絡の要約は、この資料のとおりです。

これを受けまして、本県におきましても、保健所とのウェブ会議や青森県新型コロナウイルス感染症医療対策会議で関係者から御意見を伺いまして、次のページのように、青森県としての取扱いの方針を定めましたので、お知らせいたします。

まず、同一世帯内で感染者が発生した場合について、同一世帯の同居者は、事業所などのその他の濃厚接触者に比べまして、感染の確率が高いことから、これまでどおり保健所が積極的疫学調査を実施することといたします。また、濃厚接触者は保健所が特定することになりますが、これまでのように一律の聞き取り調査を行うことはせず、同居者全てが濃厚接触者になることを感染者に伝達することをもって家庭内での濃厚接触者の特定ということにしたいと考えております。それから、濃厚接触者の行動制限につきましては、原則として7日間の自宅待機、若しくは4日目、5日目の抗原定性検査の陰性確認により解除となります。

次に、高齢者施設や障害者施設、医療機関など重症化リスクの高い施設につきましては、従来どおり保健所が積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定を行うことといたします。濃厚接触者の行動制限といたしましては、原則7日間、若しくは4日目、5日目の抗原定性検査による陰性確認によりまして解除となります。

次に、保育所等についてです。これは保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などになります。同一世帯内に比べて感染する確率は低いと考えられますが、マスクなど感染防止対策の徹底が難しいこと、それから従事者が濃厚接触者となり、就業できない場合、保護者が仕事を休まなければならない、社会経済活動への影響が大きいことから、あらかじめ自治体ごとに積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の取扱いについて定めることとされたものです。

これによりまして、本県といたしましては、まず、積極的疫学調査につきましては、保育所等が主体となって、保健所とも連携しながら施設内での接触状況等を調査し、保健所が判断することといたします。それから、濃厚接触者の特定につきましては、保育所等が施設内での調査をもとに濃厚接触者の候補者リストを作成し、保健所が特定することとしたいと考えております。それから濃厚接触者の行動制限に関しましては、これも原則7日間、若しくは4日目、5日目の抗原定性検査の陰性確認により解除することで実施したいと考えております。

次に、事業所等になります。事業所等は、ハイリスク施設や保育所等以外の施設となりますが、同一世帯内に比べ濃厚接触者が感染している確率は低いと考えられ、ある程度自主的な感染対策を講ずることが期待できます。また、事業所等で濃厚接触とされた方に一律の行動制限を行うことは、社会経済活動への影響が大きいことなどから、オミクロン株が主流の現在においては、感染拡大防止対策と経済社会活動の維持との両立の観点でバランスを取ることといたしまして、保健所による一律の積極的疫学調査や濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要がないとされたものです。

これを踏まえまして、まず積極的疫学調査といたしましては、保健所による積極的疫学調査は基本的に実施せず、各事業所等において感染者と接触があった者等の確認を行うことといたします。ただ、クラスターの発生の場合などにつきましては、必要に応じて保健所による積極的疫学調査を実施することとなります。次に、濃厚接触者の特定につきましては、これも保健所による濃厚接触者の特定は実施しないことといたします。各事業所等において、感染者と接触があった者の確認等を行っていただきます。これにつきましても、クラスター発生の場合など、必要に応じて保健所による濃厚接触者の特定はすることとなります。また、濃厚接触者の行動制限についてですが、感染者と接触があったことのみで出勤を含む外出制限の必要はないとされております。「その他」のところにありますが、感染者と接触があった者については、7日間を目安として、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問など、感染リスクの高い行動を控えていただきます。また、感染者と接触があった方で、症状がある場合は、速やかに診療検査、医療機関を受診していただくこととなります。感染

者と接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした方などにつきましては、原則7日間、若しくは4日目、5日目の抗原定性検査の陰性確認により解除されますが、外出自粛を含む感染拡大防止策を取っていただくこととなります。

このように、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査の方針を定めることとなりますが、これらの取扱いにつきましては、今後、関係団体や市町村等を通じて周知を図っていくこととします。また、県のホームページあるいは県の定時の記者レク等でも御説明させていただきますこととしております。

資料5については、以上です。

次に、資料6の感染拡大傾向時の一般検査事業についてです。これまでも感染不安を感じる県民の方に対する無料のPCR検査を実施してきました。これまで3月31日までという期間を定めて実施してきましたが、これを4月30日まで延長して、引き続き感染不安を感じる県民の方に対する無料のPCR検査を実施することといたします。現在、県内76か所の薬局・ドラッグストア等で検査が実施できることとなっております。

私からの説明は、以上となります。

○坂本危機管理局次長

続いて、青森県対処方針の変更につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料7を御覧ください。県の対処方針の変更についてです。まず現在の状況ですが、1のアンダーラインを引いているところは、先ほど健康福祉部から説明がありました令和4年3月16日付けの厚生労働省の事務連絡の内容をかいつまんで記載しており、それに基づき、本県においてもこれに沿った対応とするという状況を記載しております。これに伴いまして、2ページの6の「対策実施に関する重要事項(3)サーベイランス・情報収集・検査の3つ目に、「なお、オミクロン株が主流である間は、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施する。」という先ほど説明があった内容の概略を、なお書きで記載を追加しております。これ以外の内容については変更ありませんが、参考までに同じものがそれ以降のページについておりますので、御確認いただければと思います。

資料7の説明は、以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、質問等ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

今年度も、年度当初から現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年間でしたが、各部には、それぞれの分野において精力的に対応していただき、本当に感謝しています。

しかしながら、県内の感染状況は、新規感染症患者の発生が高止まりの状態が続いており、これからも気を緩めることなく、感染防止対策を徹底しなければならない状況に変わりはありません。

こうした中、関係部長から説明があったように、感染拡大を抑えるために保育施設や高齢者施設などにおいて重点的な対策を実施するとともに、経済社会活動を維持するために、当面の間、濃厚接触者を特定して出勤させないなどの行動制限を一律に求めないこととするものです。

関係部にあっては、市町村や関係団体、事業者の皆様方とも連携しながら、しっかりと周

知を図るとともに、各種対策を通じて、感染拡大防止に最大限取り組んでください。

また、県内全域を対象として本県が独自に実施している感染防止対策については、進学・就職・転勤に伴う人の流れが落ち着く4月10日までは続けることとしていますので、適切に対応するとともに、安定した日常生活に必要な経済社会活動を維持しながら、感染拡大を防止していくための今後の方策についても検討をお願いします。

加えて、前回も申し上げましたが、家庭内を含めて様々な場面で感染が広がっていますので、職員各位にあっては、公私を問わず、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所・場面はできるだけ避けるようにしてください。その上で、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感が続くと感じたら、無理して出勤せず、速やかに医療機関に相談するようお願いいたします。

以上、依然として厳しい局面が続きますが、「感染拡大を何としても食い止める」との思いを共有し、各部の連携・協力の下で、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

県民の皆様方にお話させていただきます。

青森県内の感染状況は、病床使用率が概ね20パーセント台で推移している一方で、新規感染症患者の発生は高止まりの状態が続いており、依然として厳しいものと認識しております。

特に、保育施設や小学校などでクラスターが頻発するとともに、直近1週間では、新規感染症患者のうち4割以上が10歳未満と10代が占めている状況です。また、重症化リスクの高い高齢者等が利用する施設でもクラスターが散見されており、今後、高齢者に感染が拡大すれば医療提供体制に大きな影響を及ぼすことが懸念されると考えております。

そこで、県では、保育施設や重症化リスクの高い高齢者施設などで、早期に感染者を把握し、感染の拡大を食い止めるために「抗原定性検査キットを活用した積極的検査」を実施することとしました。

具体的には、県内全ての保育施設、高齢者施設、障害者施設などを対象に、職員・利用者の検査キットを配付するほか、県外からの転入者等に対しても、市町村で検査キットを配付できるようにし、それぞれ活用していただくものです。

また、保健所における積極的疫学調査についても、感染が広がっている同一世帯内の同居者や保育施設、高齢者施設などに対して集中的に実施することとします。

その一方で、安定した日常生活に必要な経済社会活動を維持するために、比較的感染リスクが低い事業所等では、当面の間、濃厚接触者を特定して出勤させないなどの行動制限を一律に求めないこととします。

その上で、無料のPCR等検査も継続することといたしましたので、感染不安を感じる無症状の方は御利用いただきたいと思っております。

なお、県内全域を対象として本県が独自に実施している感染防止対策については、昨年の経験から理解いただけるとは思いますが、進学・就職・転勤に伴う人の流れが落ち着く4月10日までは継続することとしていますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

「STOP! オミクロン」

春が訪れ、人の流れや人同士の接触機会が増加する今が、感染拡大を抑えられるかの正念場と考えております。

感染を広げないために、熱、のど、せきなど、具合が悪い時は出勤を控え、医療機関に相談していただくことを特にお願いしたいと思っております。子どもの登園等も同様です。

家庭内の感染も増えていますので、御家族に感染が疑われる人や具合が悪い人がいたら、自宅でも、できるだけ全員がマスクを着用し、接触を避けるなど、細心の注意をお願いしたいと思っております。

外出・移動の際は、感染リスクが高い場所・場面はできるだけ避け、少人数で慎重に行動するようお願いいたします。

会食等の場面は感染リスクが高まりますので、普段一緒にいる人同士で少人数を基本と

し、会話時は必ずマスクを着用していただきまして、懇親の場でも、時間を決めてお酒は適量でお願いします。

お一人お一人の感染防止対策が、この局面を乗り切る大きな力となります。新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、重ねまして、県民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、先ほど健康福祉部長からも話をさせていただきましたが、全ての保育施設、高齢者施設、障害者施設等につきまして、職員の方、利用者の方、約17万5,000人分の検査キットを用意し、短期間で集中的な検査について御協力をお願いいたしたいと思っております。春の移動の時期であり、さまざまな感染リスクが高まることから各施設につきましては、検査キットが配布されましたら、ぜひ一週間でしっかりと検査していただき、何度もお願い申し上げますが、発熱やのどの痛み、せきなどの風邪症状があるときには「ストップ出勤」、このことについても、御協力いただきたいと思います。集中的な検査により、このオミクロン株の感染拡大を断ち切るという、県としての強い決意であります。

また、市町村等をお願いしておりますが、この時期に移動してくる方々向けのキットも用意しましたので、これもまた併せて御活用いただければと思います。

「STOP!オミクロン」

基本的な感染対策をそれぞれお一人お一人が心がけていただき、そしてまた、集中的な検査にもそれぞれの施設の方々に御協力いただき、これから桜の季節になりますが、何としても感染拡大を抑えて春を迎えたいと考える次第です。繰り返しになりますが、御協力よろしくをお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。